

運転免許を自主返納された方または 運転免許が失効となった方へ

富士市
だけ

市内コミュニティ交通 路線バス 岳南電車 タクシー
市内の公共交通機関で使える回数券を
最大5年間交付しています！



【申請条件】

※富士市内公共交通共通回数券 **5,000**円分/年度 【使用期限有】

対象者

免許返納日または失効日において満65歳以上でありかつ、申請時に市内在住で、令和4年4月1日以降に

- ① 運転免許を自主返納された方
または
- ② 運転免許が失効となった方

必要書類

【自主返納した方】

* 申請による運転免許の取消通知書

【免許が失効した方】

* 失効した運転免許証など失効日が確認できるもの

※別世帯の代理人が申請する場合は「委任状」「代理人の身分証」

「対象者の認め印」、同世帯の代理人が申請する場合は「代理人の身分証」「対象者の認め印」も必要です

申請場所

* 市役所3階 市民安全課

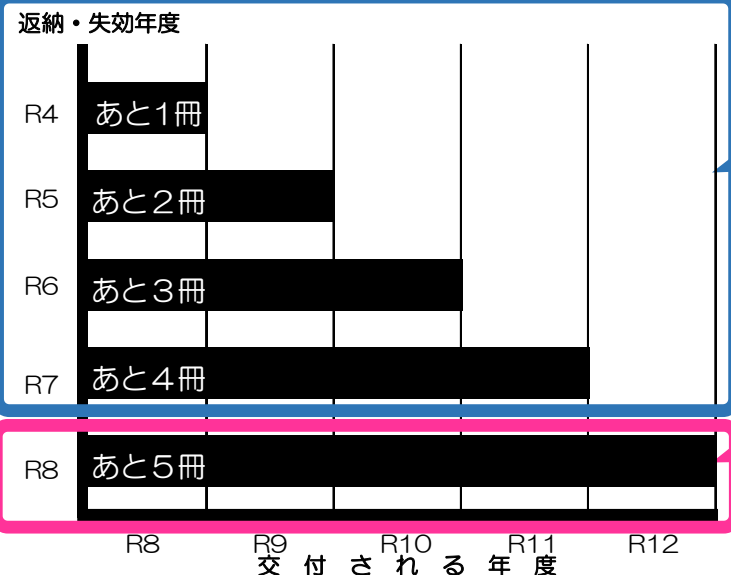
即日交付 または 後日郵送

* 各まちづくりセンター

申請による運転免許の取消通知書

【交付例】

交付可能冊数と年度



既に申請済みの方

* 年度ごと回数券を1冊ずつ郵送します。
(新たに申請する必要はありません)
* 郵送は5月中を予定しております。
6月になっても届かない場合はお問合せ下さい。

令和8年度に運転免許を返納
または失効となった方

初回の申請が必要です。
(初回の申請以降は回数券を郵送します)

お問い合わせ

富士市 市民部 市民安全課
防犯交通安全担当



55-2831